

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年11月26日)

[件名]

- 「鳥取県暴力団排除条例(案)の概要」に関するパブリックコメント
の実施結果について 1
(刑事部組織犯罪対策課)

- 「高齢者等訪問2万人活動」の実施について 10
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

「鳥取県暴力団排除条例（案）の概要」に関する
パブリックコメントの実施結果について

平成22年11月26日
警 察 本 部
(刑事部組織犯罪対策課)

1 実施期間

10月12日（火）から11月10日（水）までの30日間

2 募集した意見

「鳥取県暴力団排除条例（案）の概要」に関する意見

3 実施結果

(1) 意見応募者 25人

(2) 意見総数 34件（複数意見あり）

○ 賛成意見 28件(82.4%)

※ 賛成意見中、条例の強化を望む意見14件(50.0%)

○ 反対意見 0件

○ その他の意見（条例の内容に関する質疑等） 6件(17.6%)

(3) 意見提出方法

○ 意見箱への投かん 12人

○ 県警ホームページ 7人

○ 電子メール 2人

○ 郵送 2人

○ ファクシミリ 2人

4 意見の要旨と意見に対する警察本部の考え方

別紙のとおり

5 意見に対する措置

(1) 上記別紙を県警ホームページ等で公表

※ 警察本部、各警察署、運転免許センター、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館の窓口での閲覧

(2) 条例案に「祭礼等からの暴力団排除規定」を検討

意見の要旨と意見に対する警察本部の考え方について

1 賛成意見（14件）

| | 意見の要旨 | 警察本部の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 地域から暴力団を排除してほしい。 県民がもっと暴力団排除に関心を持って取り組むべき。県内から全ての暴力団事務所がなくなることを望んでいる。 | 貴重なご意見を踏まえ、条例の早期制定、施行に努めるとともに、県民等が一体となって、暴力団を社会の場から孤立させる体制を整備し、社会全体からの暴力団排除を推進していきたいと考えております。 |
| 2 | 条例を作り、暴力団を排除し、市民を暴力から守ってほしい。 | |
| 3 | 暴力団が鳥取県からいなくなるよう、暴力団に厳しい条例にしてほしい。一日も早く条例ができることを望んでいる。 | |
| 4 | 「社会」対「暴力団」へと暴排活動を転換していくという考えに賛成する。 | |
| 5 | 条例案は大変意義があり、早い施行に期待する。 | |
| 6 | 安心して暮らせる世の中になってほしい。 暴力でことをおさめようとすることに怒りを感じている。条例の制定を願う。 | |
| 7 | 条例制定は、暴力団の壊滅及び県民の安全で平穏な生活を確保するために是非必要。早期成立を期待している。 | |
| 8 | 条例の早期制定を望む。 | |
| 9 | 暴力団完全排除のためには、財源と条例の双方が必要だということを国民に認識させるべきです。 | |
| 10 | 暴力団排除条例を制定することにはもちろん賛成する。 | |
| 11 | 条例制定に賛成です。 | |
| 12 | 条例案に賛成です。 | |
| 13 | 今回の条例制定については、暴力団の活動に制約を加えることとなり、賛成します。 | |
| 14 | 直接暴力団と関わることは今までなかったが、このような条例ができることで暴力団の活動が排除でき、安心して生活が送れるのであればいいことではないかと思う。 | |

2 条例の強化等を望む意見（14件）

| | 意見の要旨 | 警察本部の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 暴力団は社会の隅々に浸透している。条例を早く制定して、暴力団にお金を出している飲食店や風俗店等は、もっと厳しく取り締まってほしい。 | 暴力団と共生し、暴力団の運営や活動を助ける者等については、本条例による規制の対象とすることとしており、実効性のある条例の制定により、社会からの暴力団排除に努めてまいります。 |
| 2 | お祭りで暴力団を利用したり、暴力団の露店を出させないようにすべきではないか。 | 公共性の高い祭礼等からの暴力団排除に関しましては、祭礼等の健全な運営、参加者の安全確保のほか、暴力団の資金源を遮断するという観点からも、ご意見の内容を検討し、条例制定の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 公衆浴場等に入浴する刺青のある人を、条例で排除できないか。 | 公衆浴場等への立ち入りを一律に禁止することは、人権上の問題もあることから、本条例には規定しておりません。 なお、今後とも公衆浴場等の暴力団の利用につきましては、施設の管理者等に対して、暴力団の排除を働きかけてまいります。 |
| 4 | 暴力団事務所の開設・運営禁止の範囲が200メートル周囲では狭いと思う。せめて1キロメートルの区域内とすべきではないか。 | 規制区域につきましては、善良な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とした「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」など、他の法令との整合性を考慮しながら禁止区域を検討したものであります。 |
| 5 | 暴力団事務所の開設・運営禁止の範囲が200メートル周囲ではあまりに近すぎであり、もっと広く500メートルの区域内と変更できないか。 | また、暴力団事務所の新規開設・運営については、特定施設（学校、児童福祉施設等）周辺における禁止事項のほか、不動産契約に関する禁止事項等を設けることとしております。 |
| 6 | 県内すべての場所での暴力団事務所の開設・運営を禁止すべきである。 | |

| | | |
|----|--|---|
| 7 | <p>利益供与の禁止について、調査・勧告のような、なまやさしいことでは一つも変わらない。行政罰である過料に処するなど、もっと厳しくしてください。</p> | <p>「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」を始めとする他の法令の罰則規定との整合性を考慮し、暴力団に金品等を提供した事業者に対しては、まずは是正勧告し、勧告に応じない悪質な事業者は、その事実や会社名等を公報等に公表する措置を執ることとしております。</p> |
| 8 | <p>暴力団事務所の開設・運営禁止の罰則が1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を処すところがあるが、これがどの程度の抑止力になるか甚だ疑問であり、もう一步踏み込んだ条例にならないか。</p> | <p>罰則につきましては、他の法令や条例の罰則規定との整合性などを考慮しながら検討したものであります。</p> |
| 9 | <p>暴力団に対してまだまだ甘すぎると感じる。罰則と罰金を増やすべきである。</p> | |
| 10 | <p>暴力団を社会から排除するためには、もっと規制や罰則を厳しくしてもいいくらいだと思う。</p> | |
| 11 | <p>学校教育においても、暴力団の社会悪について勉強の中に取り入れるべきである。</p> | <p>暴力団の悪質性や、暴力団への加入防止などの指導につきましては、教育機関との連携をはかりながら、学校における薬物乱用教室及び非行防止教室等の機会に併せて実施することとしております。</p> |
| 12 | <p>義務教育分野では暴力団の活動実態を教え、反社会的勢力団体を利用すれば社会的制裁を受け、生活できなくなることを学ばせる必要がありますが、そのためには警察から教員に対する暴力団講習が必要になります。</p> | |
| 13 | <p>暴力団の組名、事務所の所在地、構成人員、フロント企業、協力団体等をインターネットで公開することが必要ではないか。</p> | <p>暴力団等反社会的勢力に関する情報につきましては、可能な限り情報の提供を行ってまいります。</p> |
| 14 | <p>県内に存在する反社会的勢力の団体名、住所などは県民に周知されていないと考える。 公表することができるのかどうか、できないのであればどのように県民に周知するのか。</p> | |

3 その他の意見（6件）

| | 意見の要旨 | 警察本部の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | この条例で一番大事なことは被害者への保護対策です。取り締まることばかりで保護内容の明記が少ないのではないかと。 | 保護措置につきましては、暴力団等による犯罪の被害者、関係者及び暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれのある方に対し、警察官による立ち寄り警戒や緊急通報装置の設置など、必要に応じた措置を講ずるなど、万全を期すこととしております。 |
| 2 | 暴力団を孤立させ、県内から追い出すということを目的とした条例なのか。県民にとって暴力団は怖いものであり、基本理念に書かれても守れないのではないかと。 | この条例につきましては、暴力団の排除に関し、県民等が、暴力団が県民の生活や社会経済活動に不当な影響を生じさせる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、県民等が一体となった暴力団排除活動を推進していくことを基本理念とし、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。 |
| 3 | 条例の概要や基本理念等、もっと詳しく教えてください。 | |
| 4 | 民間人の暴力団に対する理解が低すぎる。暴力団に対する排除は、より多くの一般人に正しい情報を提供することである。 | 暴力団に関する情報提供につきましては、可能な限り、情報の提供を行ってまいります。 |
| 5 | ペナルティーとしての公表のあり方は、官公報のみでなく、マスメディアを使って行えば、青少年への理解も深まると思う。 | 公表のあり方につきましては、公報のほか、ホームページでの公表を行うことについても検討しております。 |
| 6 | 昔のような義理人情のないビジネスヤクザが増えているのは確かだが、警察も襟を正して国民の信頼を取り戻してからの話である。 | 県民の安全と安心を守るため、各種警察活動を強化してまいります。 |

4 反対意見（0件）

「鳥取県暴力団排除条例（案）」の概要

※条例（案）については検討中であり、今後変更する場合があります。

条例制定の目的

鳥取県内の暴力団勢力（平成22年8月末現在）は、県内に本拠地を有する暴力団として9組織（全て指定暴力団六代目山口組傘下組織）、その構成員等約250人を把握しています。

暴力団は、古くから県民の生活及び社会経済活動の場に深く介入し、暴力や組織を背景とした資金獲得活動によって、県民や事業者に多大な影響を与え、県民の安全で平穏な生活を脅かすなど社会経済活動の発展に著しい悪影響を与えてきました。

近年においても、暴力団は、県民等を被害者とする恐喝事件、ヤミ金融事件、野球賭博事件等の資金獲得犯罪を行い、時代の変化に合わせて組織実態や活動形態等を潜在化、不透明化させながら資金獲得活動を多様化させています。

こうした情勢を踏まえ、暴力団に対してあらゆる法令を駆使した犯罪の取締りや、暴力団の排除活動及び暴力団犯罪の被害者支援等を推進しているところではありますが、今後は「警察」対「暴力団」の構図から、「社会」対「暴力団」の構図へと暴力団排除活動を転換し、県民が一体となって日常生活や社会経済活動の場から暴力団を排除して、安全で平穏な県民生活を実現することを目的として、暴力団の排除に関する条例を制定することを検討しています。

条例の概要

1 基本理念

- 暴力団の排除は、県民等（県民及び事業者をいいます。）が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与えている存在であることを認識した上で、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、県、市町村、県民等その他暴力団による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、協力して推進することとします。



2 県・県民等の責務

【県の責務】

県は、県民等の協力を得るとともに、鳥取県暴力追放運動推進センターその他の関係団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することとします。

【県民等の責務】

- 県民等は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力し、暴力団の排除に役立つと認められる情報を知ったときは、県に提供するとともに、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとします。
- 県民は、暴力団員等と密接に交際することや、社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとします。
- 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の排除に取り組まなければならないこととし、暴力団員等との一切の関係を遮断するよう努めるものとします。

3 暴力団の排除に関する基本的施策

【県の事務及び事業における措置】

県は、公共事業その他の県の事務又は事業により暴力団が利益を得ることがないように、暴力団等を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとします。

【警察による保護措置】

警察本部長は、暴力団の排除活動に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講じるものとします。

【県民等に対する支援】

県は、暴力団の排除に役立つと認められる、暴力団事務所の使用差止め請求や暴力団員等による犯罪被害の損害賠償請求等の訴訟を提起する者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

【広報及び啓発】

県は、県内における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、暴力団排除の気運を醸成するための集会を開催するなど広報及び啓発を行うものとします。

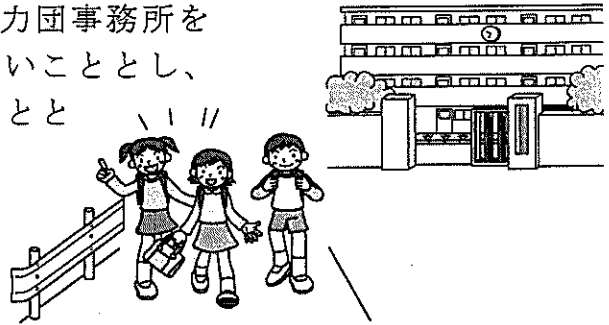
【市町村への協力】

県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し情報の提供、技術的助言等の必要な協力を行うものとします。

4 青少年の健全な育成を図るための措置

【暴力団事務所の開設及び運営の禁止】

学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館などの施設の敷地の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を新たに開設し、又は運営してはならないこととし、これに違反した場合は、罰則を科すこととします。



【青少年に対する教育等のための措置】

- 県は、学校（中学校・高等学校等）において、生徒又は学生が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとします。
- 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対する指導・助言など、適切な措置を講じるよう努めるものとし、県は、職員の派遣や情報の提供等の必要な支援を行うこととします。

5 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

【暴力団の威力を利用することの禁止】

事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならないこととします。

【利益の供与等の禁止】

事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができるものとします。

【取引の相手方等の確認】

事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方や取引の媒介をする者等が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとします。

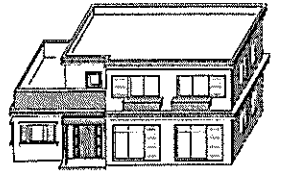
6 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

暴力団員等は、事業者が行ってはならない金品等の利益の供与を受けてはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができるものとします。

7 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

【不動産の譲渡等をしようとする者の責務】

- 暴力団事務所として使用されることを知りながら、その不動産の譲渡や貸付けの契約をしてはならないこととし、これに違反した場合は調査、勧告、公表の措置をとることができるものとします。
- 不動産の譲渡等をしようとする者は、契約の前に、相手方にその不動産を暴力団事務所を使用するものでないことを確認するよう努めるものとします。
- 不動産の譲渡等をしようとする者は、契約の内容として、次のことを定めるよう努めるものとします。
 - ① その不動産を暴力団事務所として使用してはならないこと。
 - ② 暴力団事務所で使用されていることが判明したときは、契約を解除し、又は不動産の買戻しをすることができること。



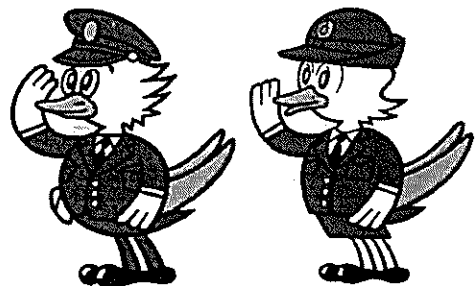
【不動産の譲渡等の代理等をする者の責務】

- 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、譲渡等をしようとする者に対し、上記不動産契約に当たっての責務に関し、助言その他の措置を講じなければならないこととします。
- 暴力団事務所として使用されることを知りながら、不動産の譲渡等の契約の代理等をしてはならないこととし、これに違反した場合は、調査、勧告、公表の措置をとることができるものとします。

8 罰 則

学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館などの施設の敷地の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を新たに開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すこととします。

鳥取県暴力団排除条例の制定に
ご協力よろしくお願いします！



はとろーくん

はとこちゃん

「高齢者等訪問2万人活動」の実施について

平成22年11月26日
警 察 本 部
(交通部交通企画課)

1 活動の背景及び目的

本年7月14日から10月13日までの3か月間、高齢者の交通事故防止を目的として「高齢者訪問2万人活動」を実施した結果、前年同時期と比べて死者数が増加（昨年11人、本年14人）したが、高齢者の死者数は減少（昨年6人、本年5人）するなど、一応の成果が見られた。

しかし、本年の交通死亡事故が昨年以上のペースで発生しており、例年、年末に向けて交通事故が増加する傾向にあることから、引き続き高齢者が被害者となる交通死亡事故の発生が懸念される。

また、県下においては高齢者被害に係る振り込め詐欺、悪質商法等の犯罪の発生も後を絶たないことから、安全で平穏な生活を確保し、身近な不安を解消するため、高齢者や身体障がい者等社会的に弱い立場にある方の意見・要望等を積極的に聞き取り、これを警察活動に反映していく必要がある。

2 活動期間

平成22年10月20日（水）から平成23年3月31日（木）までの間

3 実施内容

(1) 交通事故防止のための短時間アドバイスと反射材の貼付

交通事故防止上の注意点を分かりやすく説明するとともに、履き物、杖等に反射材を直接貼付する。

(2) チャイルドシート着用の広報

本県のチャイルドシート使用率が低いことから、チャイルドシートの効用、交通安全協会による貸出し制度等に関する情報を提供するとともに、正しい使用方法について指導する。

(3) 振り込め詐欺被害防止活動の実施

身に覚えのない請求に応じないことなどを指導するとともに、詐欺の手口などを説明する。

(4) 悪質商法被害防止活動の実施

「点検商法」、「靈感・霊視商法」等の手口について説明するとともに、被害防止のための具体的なアドバイスを行う。

(5) 意見・要望等の把握

安全で安心な生活を確保し、身近な不安を解消するための意見・要望等を積極的に聞き取り、各種警察行政に反映させる。